

平成30年度福島県相双地方防霜対策本部設置 について

平成30年3月16日
福島県相双農林事務所

1 目 的

相双地方における農作物の凍霜害を未然に防止し、農業経営の安定を図るため、関係機関及び団体との協力により、福島県相双地方防霜対策本部を設置します。

2 内 容

相双農林事務所長による、「福島県相双地方防霜対策本部設置」に係る看板の設置を行います。

3 設置日時及び場所

- (1) 設置日時 平成30年3月23日（金）9：00
- (2) 設置場所 福島県相双農林事務所 総務部・農業振興普及部 入口前
(南相馬市原町区錦町1-30 県南相馬合同庁舎 北庁舎2階)

4 設置期間

平成30年3月23日～5月31日まで

5 設置体制

(1) 設置根拠

「福島県農業等災害対策基本要綱」第5の3、「福島県防霜対策本部等設置要綱」第7条及び「福島県相双地方防霜対策本部等設置要領」に基づき、「福島県相双地方防霜対策本部」を設置する。

(2) 本部構成員

本部長 相双農林事務所長
副本部長 農業振興普及部長、双葉農業普及所長
本部長 農業振興普及部、双葉農業普及所 職員

問い合わせ先

福島県相双農林事務所 農業振興普及部 副部長 遠藤 昌彦（まさひこ）
電話直通 0244-26-1146

福島県農業等災害対策基本要綱

(目 的)

第1 この要綱は、農作物、家畜、蚕児、特用林産物、養殖水産物、農業用生産施設その他知事が必要と認めるもの（以下、「農作物等」という。）について、農業災害の未然防止、被害軽減、拡大防止等に努めるとともに、農作物等の再生産及び生産確保を図り、農家経済の安定を期することを目的とする。

(対策の範囲)

第2 この要綱による対策は、次に掲げる災害に対して緊急対策を必要とするものについて行うものとする。

- (1) 風害、水害、冷害、湿害、ひょう害、干害、凍霜害、雪害、その他異常な自然現象等、その及ぼす被害の程度においてこれらに類する原因により生ずる被害
- (2) 前号に規定する気象災害による副次派生的に発生する病虫害又は主として気象上の原因により誘発される蔓延性病虫害のうち、農作物等に激甚な被害をもたれずおそれがある病虫害による災害

(被害の把握)

第3 県は、災害の発生が予想されるとき又は災害が発生したときは、別に定める「警戒態勢サービス要領」及び「農業等被害報告書取りまとめ要領」に基づき、被害の発生の有無と被災状況を迅速かつ的確に把握するものとする。

(対策措置)

第4 県は、第1に規定する目的を達成するため、次の対策を講ずるものとする。

(1) 農業等気象対策

- ア 農業気象速報並びに1ヵ月及び3ヵ月の天候予報の広報
- イ 霜注意報及び各種気象情報の通達及び伝達
- ウ 災害発生時における気象情報の収集及び通報

(2) 農業等技術対策

- ア 農作物等に係る災害の未然防止に関する技術指導
- イ 農作物等に係る災害の軽減及び拡大防止に関する技術指導

(3) 助成措置

次に掲げる事業について、別に定める「福島県農業等災害対策補助金交付要綱」に基づく助成を行う。

- ア 農作物等生産確保対策事業
- イ 農業等施設復旧対策事業
- ウ その他知事が必要と認めた事業

(4) 金融措置

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和 30 年法律第 136 号）に基づく経営資金等及びその他の制度資金の円滑な融通を図るための対策、並びに特に被害農家等の経営上緊急に資金が必要とされる場合に、これらの制度金融の措置がとられるまでの間において、つなぎ資金の融通を円滑にするための措置等を行う。

(5) その他必要な対策

(対策本部の設置)

- 第 5 県は、災害の種類、規模、範囲等により必要と認めるときは、本庁に県農業等災害対策本部を、地方に地方農業等災害対策本部を設置するものとする。
- 2 県は、気象の推移等により農作物等の災害の未然防止のため必要と認めるときは、農業等災害対策本部に準ずる体制を設置することができる。
- 3 県は、凍霜害の未然防止を図るため、防霜対策本部を毎年度設置するものとする。
- 4 前三項に規定する組織及びその運営等については、その都度別に定めるものとする。

付 則

- 1 この要綱は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 福島県農業災害対策措置要綱（昭和 48 年 8 月 16 日制定）は廃止する。
- 3 福島県農業災害対策基本要綱（平成 2 年 4 月 1 日制定）は廃止する。

付 則

この要綱は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

福島県防霜対策本部等設置要綱

(目 的)

第1条 県は農作物の凍霜害を未然に防止し、農業経営の安定を図るため、福島県農業等災害対策基本要綱第5の3に基づき、関係機関及び団体との協力により、福島県防霜対策本部（以下、「県本部」という。）等を設置する。

(構 成)

第2条 県本部は本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長には農林水産部長の職にある者を、副本部長には技監及び次長（農業支援担当及び生産流通担当）の職にある者をもって充てる。

3 本部員には農業振興課、水田畑作課及び園芸課の職員をもって充てる。

(設置期間)

第3条 県本部の設置期間は、農作物の生育状況等を考慮し、本部長が別途定めるものとする。

(業 務)

第4条 県本部は、第1条の目的を達成するため以下の業務を行う。

(1) 霜注意報等の気象情報の迅速な収集と伝達に関すること。

(2) 凍霜害防止のための技術対策の指導等に関すること。

(3) 被害状況の把握に関すること。

(4) その他、必要な事項に関すること。

(関係機関団体の協力)

第5条 本部長は、第4条の業務を遂行するため、福島地方气象台長及び関係機関・団体の長に協力を求めるものとする。

(庶 務)

第6条 県本部の庶務は、農業振興課において処理する。

(地方本部)

第7条 農林事務所は、県本部に準じて地方防霜対策本部（以下、「地方本部」という。）を設置する。

2 地方本部の設置に必要な事項は、農林事務所長が定めるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が別に定めるものとする。

(附 則)

この要綱は、平成21年3月16日から施行する。

福島県相双地方防霜対策本部等設置要領

(目的)

第1条 相双地方における農作物の凍霜害の未然に防止し、農業経営の安定を図るため、福島県農業等災害対策基本要綱第5の3、及び福島県防霜対策本部設置要綱第7条に基づき、関係機関及び団体との協力により、福島県相双地方防霜対策本部（以下、「地方本部」という。）を設置する。

(構成)

第2条 地方本部に、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

2 地方本部長には、相双農林事務所長の職にある者を、副本部長には、同農業振興普及部長、同双葉農業普及所長の職にある者をもって充てる。

3 本部員には相双農林事務所農業振興普及部、同双葉農業普及所に勤務する職員をもって充てる。

(設置期間)

第3条 地方本部の設置期間は、農作物の生育状況等を考慮し、本部長が別途定めるものとする。

(業務)

第4条 地方本部は、第1条の目的を達成するため以下の業務を行う。

- (1) 霜注意報等の気象情報の迅速な収集と伝達に関すること。
- (2) 凍霜害防止のための技術対策の指導等に関すること。
- (3) 被害状況の把握に関すること。
- (4) その他、必要な事項に関すること。

(関係機関団体の協力)

第5条 地方本部長は、第4条の業務を遂行するため、各市町村及び関係農業団体の長に必要な協力を求めるものとする。

(庶務)

第6条 地方本部の庶務は、相双農林事務所農業振興普及部において処理する。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、地方本部の運営その他防霜対策に必要な事項は、地方本部長が別に定める。

(附則)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。